

# 簡易専用水道取扱要領

平成 8 年 3 月 2 9 日  
薬 第 3 3 7 号  
島根県健康福祉部長通知  
平成 1 2 年 3 月 9 日一部改正  
平成 1 6 年 4 月 1 日一部改正  
令和 2 年 1 月 2 0 日一部改正

## 第 1 目的

この要領は、簡易専用水道の管理を適正に行うために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## 第 2 対象施設

この要領において対象とする簡易専用水道とは、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 3 条第 7 項に定めるものとする。但し、国の設置するもの及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 1 2 年 1 2 月 2 1 日島根県条例第 4 5 号）で島根県知事の権限を委任した市町村の区域に設置されるものを除く。

## 第 3 保健所への届出

簡易専用水道を設置した者（以下「設置者」という。）は、保健所長に次の届け出をしなければならない。

- 1 簡易専用水道を設置したときは、様式第 1 号に施設概要書を添えて速やかに届出ること。
- 2 届出事項を変更したときは、様式第 2 号により速やかに届出ること。
- 3 簡易専用水道を廃止したときは、様式第 3 号により速やかに届出ること。

## 第 4 水道事業者の協力

各水道事業者は、簡易専用水道の設置者の把握及び管理の指導について保健所長に協力するものとし、設置者から水道事業者に対して行う給水申込により把握した新規施設の設置者に対しては、様式第 1 号により保健所長へ届け出るよう指導するものとする。

## 第 5 施設管理の基準等

簡易専用水道の設置者は、供給する水の安全衛生を確保するため、次の事項を遵守しな

なければならない。

- 1 受水槽その他の水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。  
なお、消防用と共用されている水槽の掃除に当たっては、あらかじめ所轄消防機関に連絡する等、不測の事態に対する配慮を行うこと。
- 2 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように概ね毎月1回の点検を行い、欠陥等を発見したときは速やかに改善の処置を講ずること。  
その他、地震・凍結・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質検査を実施し、必要な処置を講ずること。
- 4 給水栓における水が遊離残留塩素を0.1 mg/L(結合残留塩素の場合は0.4 mg/L)以上保持するよう努めること。
- 5 供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、また、その旨を利用者等に周知せしめること。
- 6 前1から5までの管理状況を記録する帳簿を備え、保存すること。
- 7 設置者自らが管理を行わない場合は、当該簡易専用水道の管理を担当させるための「管理者」を選任し、適正な管理が行われるようにすること。

## 第6 法定検査

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、毎年1回以上定期的に登録検査機関に依頼して検査を受けなければならない。

検査の内容は、次のとおりとする。

### (1) 施設の外観検査

- ア 水槽等に有害物、汚水等衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
- イ 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
- ウ 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査

### (2) 給水栓における水質検査

- ア 臭気、味、色、色度及び濁度に関する検査
- イ 残留塩素の有無についての検査

### (3) 書類検査

- ア 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- イ 受水槽の周辺の構造物の配置を明らかにする平面図
- ウ 水槽の清掃の記録
- エ その他の管理についての記録

## 第7 検査の実施

登録検査機関は、次の点に留意して検査を実施するものとする。

- 1 検査は、設置場所において、設置者あるいは管理者の立会いのもとに行うこと。
- 2 検査員は、清潔な作業衣を着用するなど衛生的な配慮のもとに行うこと。
- 3 検査員は、様式第4号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示すること。

## 第8 検査の特例

建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）の適用がある簡易専用水道については、第6の規定にかかわらず、登録検査機関にビル管理法第10条に規定する帳簿書類及び様式第5号を提出することにより、検査を受けることができるものとする。

## 第9 検査済証の交付等

登録検査機関は、検査終了後次の措置をとるものとする。

- 1 検査結果を記載した様式第6号による検査済証を、設置者に交付すること。
- 2 設置者の同意が得られた場合は、検査済証の写しを、翌月10日までに所轄保健所長に送付すること。
- 3 検査結果状況について、翌月10日までに様式第7号により所轄保健所長へ提出すること。

## 第10 設置者への助言等

登録検査機関は、検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合には、設置者に対し、当該事項について速やかに対策を講ずるよう助言を行う。また、衛生上特に問題があると認められた施設については、設置者に対し、直ちに保健所長にその旨を報告するよう助言を行うものとする。但し、設置者の同意の上、所轄保健所長へ通報する場合は、様式第8号により行う。

## 第11 立入検査による指導

設置者から報告があった場合、その他必要があると認められる場合には、保健所長は立入検査を実施し、当該簡易専用水道の設置者に対して様式第9号による指導票を交付して改善を指導するものとする。

## 第12 改善指示・給水停止命令

第11の指導に従わない場合は、保健所長は様式第10号により当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な

措置をとるべき旨を指示するものとする。

上記指示に従わない場合において、給水を継続することが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、保健所長は様式第 11 号によりその指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

#### 第 13 業務報告

保健所長は、様式第 12 号及び様式第 13 号により年度分の指導状況等を翌年度 4 月 10 日までに薬事衛生課長に報告するものとする。

#### 第 14 他法令との関係

ビル管理法に重複した規定のあるものについては、同法の規定を優先させるものとする。

#### 第 15 その他

保健所長は、貯水槽水道（水道法第 14 条第 2 項第 5 号に定めるもの。）のうち、簡易専用水道を除く貯水槽水道についても、水道事業者が設置者に対し第 5 に準じた適切な指導を行うよう、助言するものとする。

#### 付則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領の一部改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この要領の一部改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領の一部改正は、令和 2 年 1 月 20 日から施行する。

(様式第 1 号)

簡易専用水道設置届出

年 月 日

\_\_\_\_\_保健所長 様

住所

設置者

氏名 (法人にあつては名称・代表者の氏名)

⑩

簡易専用水道を設置しましたので、簡易専用水道取扱要領第 3 第 1 項の規定により施設概要書を添えて届出ます。

(様式第2号)

## 簡易専用水道届出事項変更届

年 月 日

\_\_\_\_\_保健所長 様

住所

設置者

氏名 (法人にあつては名称・代表者の氏名)

㊞

下記のとおり届出事項を変更しましたので、簡易専用水道取扱要領第3第2項の規定により届出ます。

記

建築物等の名称		
建築物等の所在地		
変更内容	事項名	
	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更理由		

(様式第3号)

## 簡易専用水道廃止届

年 月 日

\_\_\_\_\_保健所長 様

住所

設置者

氏名 (法人にあつては名称・代表者の氏名)

⑩

下記のとおり簡易専用水道を廃止しましたので、簡易専用水道取扱要領第3第3項の規定により届出ます。

記

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

(様式第4号)

(表面)

この証明書を携帯する者は水道法第三十四条の第二項により簡易専用水道の管理についての検査をする当検査機関の職員であります。	身分証明書	第	号		
	所属検査機関	年	月	日	交付
	氏名				
所属検査機関の長(印)					

(裏面)

写真 ちよう 付
検査 機関 印

用紙の大きさは日本産業規格A列7番とすること。



(様式第5号)

水道法第34条の2第2項の規定に基づく検査を受けるため、検査手数料を添えて簡易専用水道の管理に係る状況を示す書類を提出します。

年 月 日

簡易専用水道設置者氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名	免状番号	第	号
建築物の用途			
水槽の種類及び容量	水槽の掃除の実施年月日	年	月 日

簡易専用水道の管理状況

	番号	検査事項	判定基準	管理状況	
				受水槽	高置水槽
施設及びその管理の状況に関する検査	1	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		
	2	水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。		
	3	水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		
	4	水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 清掃が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。		

	5	水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。		
	6	水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
	7	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。		
	8	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
	9	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		
水質の検査	10	臭 気	異常な臭気が認められないこと。		
	11	味	異常な味が認められないこと。		
	12	色	異常な色が認められないこと。		
	13	色 度	5度以下であること。		
	14	濁 度	2度以下であること。		
	15	残 留 塩 素	検出されること。		
書類の検査	16	書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。		

備考

1. 建築物衛生法第 10 条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
2. 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
3. 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。
4. 表中 1～8 に掲げる事項については、必要に応じて、水槽ごとに記入すること。

(様式第6号)

年 月 日

様

### 簡易専用水道検査結果書

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の結果は次のとおりです。

検査施設	名称	
	所在地	
設置者	氏名	
管理者	氏名	
	所在地	電話
検査立会者	氏名	

#### 施設概要

種類	・特定・非特定	ビル管理技術者名	(第 号)					
主用途			竣工年月日	年 月 日				
給水方式	・高置水槽方式 ・加圧ポンプ方式 ・その他 ( )							
防錆剤使用	有・無	減菌装置使用	有・無	利用者数	人/日・世帯	使用水量	m <sup>3</sup> /月	
受水槽	槽数	有効容量	m <sup>3</sup>		高置水槽	槽数	容量	m <sup>3</sup>
	形状	・告示・非告示	設置場所	屋内・屋外		設置場所	屋内・屋外	
	材質	・FRP・RC・SUS・鋼板				材質	・FRP・RC・SUS・鋼板	

#### 1. 施設及びその管理の状態に関する検査

検査事項	判定基準	判定	
		受水槽	高置水槽
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	1	31
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	2	32
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	3	33
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	4	34
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	5	35
	雨水等が入り込む開口部や結合部のすき間がないこと。	6	36
3. 水槽上部の状態	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	7	37
	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	8	38
	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	9	39
4. 水槽内部の状態	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	10	40
	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	11	41
	清掃が定期的に行われていることが明らかであること。	12	42
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	13	43
	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	14	44
流入口と流出口が近接していないこと。	15	45	
水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	16	46	

5. 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。	17	47
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	18	48
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	19	49
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	20	50
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	21	51
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	22	52
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	23	53
7. 水槽の通気管の状態	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	24	54
	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	25	55
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	26	56
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	27	57
8. 水槽の水抜管の状態	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。	28	58
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	29	59
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	30	60
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		61
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		62

## 2. 給水栓における水質の検査

検査事項	判定基準				判定
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。				63
11. 味	異常な味が認められないこと。				64
12. 色	異常な色が認められないこと。				65
13. 色度	五度以下であること。				66
14. 濁度	二度以下であること。				67
15. 残留塩素	検出されること。				68
色度測定値	度	濁度測定値	度	残留塩素測定値	mg/l

末端給水栓における残留塩素が検出されない場合

高置水槽	mg/l	受水槽	mg/l	直結給水栓	mg/l
------	------	-----	------	-------	------

## 3. 書類の整理等に関する検査

検査事項	判定基準				判定
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。				69
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。				70
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。				71
	その他の帳簿書類が整理保存されていること。				72
掃除の記録	有・無	掃除実施日	年 月 日	給水設備点検の記録	有・無

## 4. その他の検査

検査事項	判定基準等		判定
17. その他			73
			74
			75

## 5. 総合判定

--

## 6. 助言・特記事項

--

検査員氏名	印
-------	---

(登録検査機関名)

簡易専用水道法定検査結果状況( 年 月分)

	松江	雲南	出雲	県央	浜田	益田	隠岐	松江市	出雲市	大田市	浜田市	江津市	益田市	奥出雲町	飯南町	美郷町	川本町	10t以下
全体施設数																		
検査数																		
検査不適施設数																		
受水槽	1 受水槽の周囲の状態																	
	2 受水槽本体の状態																	
	3 受水槽上部の状態																	
	4 受水槽内部の状態																	
	5 マンホールの状態																	
	6 オーバーフロー管の状態																	
	7 通気管の状態																	
	8 水抜管の状態																	
高置水槽	1 高置水槽の周囲の状態																	
	2 高置水槽本体の状態																	
	3 高置水槽上部の状態																	
	4 高置水槽内部の状態																	
	5 マンホールの状態																	
	6 オーバーフロー管の状態																	
水質検査	7 通気管の状態																	
	8 水抜管の状態																	
	9 給水管等の状態																	
	10 臭気																	
	11 味																	
	12 色																	
	13 色度																	
	14 濁度																	
	15 残留塩素																	
16 書類の整理保存																		
17 その他付帯設備																		
計																		

(添付資料)  
 市町村別に、検査を実施した簡易専用水道の施設名一覧(様式は自由とするが、ビル管理法適用施設がある場合は区分する。)  
 (提出に当たったの留意事項)  
 1. 所轄保健所長へ提出に当たっては、該当する欄のみ記載する。  
 2. 全体施設数については、年度当初に把握した施設数を記載する。  
 3. 簡易専用水道以外の貯水槽水道(10t以下)は、検査を実施されたものについて所轄保健所別に記載する。

(様式第8号)

## 簡易専用水道不適合施設報告書

年 月 日

\_\_\_\_\_保健所長 様

厚生労働省登録検査機関

氏名 (法人にあつては名称・代表者の氏名)

⑩

簡易専用水道取扱要領第10の規定により、施設設置者の同意があつたので下記のとおり通報します。

記

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
設置者氏名	
衛生上の問題点	

(様式第9号)

(正)

### 簡易専用水道管理指導票

簡易専用水道設置者  
\_\_\_\_\_ 様

立入検査員 \_\_\_\_\_ 保健所  
\_\_\_\_\_ ⑩

下記のとおり管理に不備がありますので、期日までに必ず改善してください。

記

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
指 導 事 項	
改 善 の 期 日	年 月 日

(様式第9号)

(副)

### 簡易専用水道管理指導票

簡易専用水道設置者  
\_\_\_\_\_ 様

立入検査員 \_\_\_\_\_ 保健所  
\_\_\_\_\_ 印

下記のとおり管理に不備がありますので、期日までに必ず改善してください。

記

建築物等の名称	
建築物等の所在地	
指導事項	
改善の期日	年 月 日

上記事実を確認します。

簡易専用水道の設置者  
\_\_\_\_\_ 印



(様式第 10 号)

〇 〇 第 〇 〇 〇 号  
年 月 日

簡易専用水道設置者  
\_\_\_\_\_ 様

〇〇保健所長 \_\_\_\_\_ ⑩

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 6 条第 3 項の規定により下記簡易専用水道を改善することを指示する。

記

1 改善を指示する簡易専用水道

(1) 名 称

(2) 所在地

2 改善を指示する事項及び内容

3 改善を支持する理由

(具体的に記入すること)

4 改善の期限

〇〇年〇〇月〇〇日

5 改善の報告

改善を完了したときは、完了した日から\_\_\_\_\_日以内に関係書類を添えて報告すること。

6 注意事項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

(様式第 11 号)

指令〇第〇〇号

簡易専用水道の設置者の住所・氏名

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 37 条の規定により当該簡易専用水道の給水を停止することを命ずる。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇保健所長 氏 名 ⑩

1 給水の停止を命ずる簡易専用水道

- (1) 名称  
(2) 所在地

2 給水の停止を命ずる範囲

3 給水の停止を命ずる理由  
(具体的に記入すること)

4 給水の停止を命ずる機関

〇〇年〇〇月〇〇日から、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号の改善指示に係る事項が改善されたことを保健所長が確認するまでの期間

5 注意事項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

簡易専用水道指導状況（年度分）

（様式第12号）

市町村名	施設数			報告件数	立入検査 件数	指導票 交付件数	改善指示 件数	給水停止 命令件数	備考
	前年度末	廃止	新設						
松江市									
安来市									
雲南市									
奥出雲町									
飯南町									
出雲市									
大田市									
川本町									
美郷町									
邑南町									
浜田市									
江津市									
益田市									
津和野町									
吉賀町									
海士町									
西ノ島町									
知夫村									
隠岐の島町									
合計				0	0	0	0	0	

保健所で記入する部分  
権限移譲市町村で記入する部分

報告件数  
改善指示件数

に記入があれば「様式第13号」の記入をお願いします。

市町村等名

簡易専用水道報告状況

報告件数(衛生上問題のあった施設数)	<input type="text"/>
--------------------	----------------------

報告件数のうち 年度内未改善施設 数	報告件数のうち年 度内是正未確認施 設数
<input type="text"/>	<input type="text"/>

①報告件数の規模内訳

報告された 施設の水槽 有効容量 (m <sup>3</sup> )	施設数	
	10 < V ≤ 20	<input type="text"/>
	20 < V ≤ 40	<input type="text"/>
	40 < V ≤ 60	<input type="text"/>
	60 < V ≤ 80	<input type="text"/>
	80 < V ≤ 100	<input type="text"/>
	100 < V	<input type="text"/>
容量不明	<input type="text"/>	
施設数小計	0	

②報告件数の項目別内訳 分類方法1

様式第12号「報告件数」の不適合内訳別件数

表1	1	2	3	4	5	6	報告件数	
								0
	合し槽汚 に水 又汚槽 は水ぞ そ若の おほそ そは排 が水が ある流 場入水	場水合 槽内 に動 物等 の死 骸が ある	合お給 い水栓 にて にお ける 異常 が認 めら れる 場	場水が 合槽に てら 流入 すい るた おめ それ が等 る	水が面 槽つか に又 流入 すい るた おめ それ が等 る	す、槽 は上 部が 清潔 に保 たれ る	が雨く あ水破 るが損 場合槽 に又 流入 すい るた おめ それ が等 る	認そ めて 他の 場衛 に生 者 上 問 題 の 給 給 と つ
上記「6」の場合概要を記入								

③報告件数の項目別内訳 分類方法2

様式第12号「報告件数」の不適合内訳別件数 (表3の場合)

表3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	報告等件数
	受水槽								高置水槽								給水管等の状態	水質検査					書類の整理及び保存の状態	その他		
	水槽の周囲の状態	水槽本体の状態	水槽上部の状態	水槽内部の状態	水槽のマンホールの状態	水槽のオーバーフロー管の状態	水槽の通気管の状態	水槽の水抜管の状態	水槽の周囲の状態	水槽本体の状態	水槽上部の状態	水槽内部の状態	水槽のマンホールの状態	水槽のオーバーフロー管の状態	水槽の通気管の状態	水槽の水抜管の状態		臭気	味	色	色度	濁度			残留塩素	
上記「25」の場合概要を記入																										

④報告件数の確認方法別内訳

様式第12号「報告件数」の確認方法別内訳						
1	2	3	4	5	6	合計
登録検査機関から把握	登録検査機関が代行報告	設置者連絡	設置者への報告徴収	地方公共団体による検査	その他	
						0

簡易専用水道改善指示状況

①改善指示件数の指導方法別内訳とその中で年度末での未改善施設数と是正未確認施設数

改善指示件数	1. 口頭指導	2. 文書指導	3. 改善指示命令	改善指示件数計	改善指示件数のうち年度内未改善施設数	改善指示件数のうち年度内是正未確認施設数
内訳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	0	<input type="text"/>	<input type="text"/>

# 簡易専用水道施設概要書（台帳）

整理番号	市町村
	No.
届出年月日	年 月 日

建物等の名称			連絡先電話番号	( ) -			
建物等の所在地	市 町 郡 村						
設置者	(氏名)		(住所)				
管理者	(氏名)		(住所)				
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他( )						
設置年月	年 月		ビル管理法適用の有無	有 無			
水源	市町村 水道事業 企業団						
有効容量	設置場所	屋内・屋外		設置方法	地上式・地下式・半地下式		
	材質	鉄筋コンクリート・鋼板・FRP・その他( )					
		縦(m)	横(m)	有効水深(m)	容量(m3)	基数	計(m3)
合計							
高置水槽	設置場所	屋内・屋外		設置基数	基		
	容量	(m3)		材質	鉄筋コンクリート・鋼板・FRP その他( )		
用途	生活用水専用・消防用水供用・工業用水供用・その他( )						
主要配管材質	鋼管・亜鉛・メッキ鋼管 塩化ビニル管・その他( )			塩素滅菌機の有無	有・無		

給水系統図



